

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般財団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(ア)富山市八尾曳山展示館外壁及び同駐車場に設置している企業広告看板について、指定管理者に自主事業の提案をさせておらず、また、行政財産の目的外使用許可を行っていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況	令和6年10月に指定管理者において根拠法令の確認をはじめ、指定管理者制度事務全般に係る内部研修を実施され、同年12月4日に、現地調査を実施し設備の適切な維持管理について指導したところである。 また、当該看板の設置については、特定の時期に限定して行われたものであり、現在では対応できないことから、次回実施の際には、自主事業及び目的外使用許可の申請を行うよう指導した。 施設所管課としては、今後、施設管理の適正を期するため適切な事務処理体制の強化に向けて、定期的に現地検査を実施するなどし、必要な指示、指導を行ってまいりたい。
その後の措置状況	指摘を踏まえ、令和7年度においては、自主事業承認及び目的外使用許可に係る手続について適切に行った上で、令和7年8月29日から同年10月14日にかけて企業広告看板の掲出がなされたところである。 また、令和6年度モニタリングレポートの確認に合わせて、令和7年7月2日に現地検査を実施しており、今後も適正な事務が行われるよう指導してまいりたい。

(別紙) 様式1関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般財団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(ウ) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務は、指定管理者が行うとされているが、富山市八尾曳山展示館の附属設備の一部について、維持管理を行わせていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況	監査の実施を受けて、速やかに指定管理者と協議を行ったところであり、現在の使用状況を踏まえ、維持管理の方法について検討した上で、令和7年度から適切な維持管理が行えるよう体制等の整備を図るよう指導した。
その後の措置状況	令和7年4月に附属設備(ピアノ)の現況を確認するとともに、指定管理者による維持管理方法の確認を行った上で、令和7年5月31日及び同年6月1日に実際に使用があった際には、規則で定める使用料が適切に徴収されていることを確認した。 今後も適正な事務が行われるよう指導してまいりたい。